

3 農学部農業専門課程の卒業に必要な単位の認定等に関する規程

第1 趣旨

この規程（以下「規程」という。）は、熊本県立農業大学校規則（昭和58年熊本県規則第1号。以下「規則」という。）第14条（卒業等）の施行に関して、農業専門課程（農産園芸学科、野菜学科及び畜産学科）において必要な事項を定めるものとする。

第2 単位の認定

1 評定の内容

校長は、学生の学業成績を次のように評定し、優、良及び可として評定した科目については単位を認定するものとする。

ただし、資格取得については評定を行わず単位数のみ記載する。

評定の区分	評 点
優	100点～80点以上
良	80点未満～65点以上
可	65点未満～50点以上
不可	50点未満

2 評定する事項

学業成績による評定は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

（1）講義を主体とした科目の評点及び評定

原則として定期試験の成績によるものとするが、提出物や学習態度及び出席状況等も加味し、評価するものとする。

（2）経営実習の評点及び評定

経営実習は、栽培経営実習・畜産経営実習、コースゼミ、農家派遣研修・校外派遣研修の3科目に分類し、以下のとおり評点及び評定を行う。

（3）栽培経営実習・畜産経営実習の評点及び評定

ア 栽培経営実習・畜産経営実習は次の5つの項目に区分し、項目ごとに100点法で算出したのちに以下の割合で算出し、5つの項目の合計点を経営実習の評点とする。

項 目	1 年	2 年
栽培・飼育及び栽培・飼育当番	50%	60%
加工	10%	—
機械	10%	10%
販売・コース別研修	20%	20%
農業の新技術	10%	10%

イ 知識・技術（30点満点）

相対評価とし、それぞれ、優れている者を30点、一般的な者を20点、劣っている者を10点程度として評価するものとする。

ウ 履修態度（30点満点）

イに準じて評価するものとする。

エ 出席状況（40点満点）

次の表を基本として評価するものとする。

① 栽培経営実習・畜産経営実習のうち栽培・飼育及び栽培・飼育当番

評点	出席率
40	98%以上
35	96%以上98%未満
30	94%以上96%未満
25	92%以上94%未満
20	90%以上92%未満

出席率90%未満の者は、栽培・飼育及び栽培・飼育当番の全体評点を0点とする。

② 栽培経営実習・畜産経営実習のうち加工、機械、販売・コース別研修及び農業の新技术

評点	出席率
40	96%以上
35	92%以上96%未満
30	88%以上92%未満
25	84%以上88%未満
20	80%以上84%未満

出席率80%未満の者は、加工、機械、販売・コース別研修及び農業の新技术のそれぞれの全体評点を0点とする。

オ 栽培経営実習・畜産経営実習のうち、販売・コース別研修及び農業の新技术については学生の研修記録も参考にするものとする。

(4) コースゼミ、卒業論文、海外農業研修等の評点及び評定

コースゼミ、卒業論文、海外農業研修等定期試験によることが適当でない科目については、報告書等によるものとする。

(5) 農家派遣研修・校外派遣研修の評点及び評価

ア 研修日誌及び生活状況（50点満点）

イ 出席状況（40点満点）

評点	出席率
40	96%以上
35	92%以上96%未満
30	88%以上92%未満
25	84%以上88%未満
20	80%以上84%未満

ウ 外部評価（10点満点）

派遣先農家等研修受入先からの評価を参考とする。

(6) 資格取得等による単位の取り扱いについて

ア 資格試験、操作試験等に合格または講習修了証受領等をもって次の単位数を認定する。

ただし、単位加算は修業中に認定された単位のうち1年次に2単位を上限に、2年次に3単位を上限に修得単位に加算できる。

イ くらしと科学Ⅰ～Ⅲ及び情報処理Ⅳについては、教養科目の修得単位に加算できる。（加算上限の内数）

ウ 集中講義については、総実施時数の3分の2を超える（欠席が3分の1未満）出席をしなければ修得単位に加算しない。

エ その他、校長が特別に認めたもの。

区分	資格名	単位数			備考（科目等）
		1年	2年	合計	
一般講義	大型特殊（農耕車）免許	1		1	農業機械基礎実習Ⅱ
	けん引（農耕車）免許		1	1	農業機械応用実習Ⅰ
	小型車両系建設機械	1		1	
	無人ヘリコプター操作習得	1		1	無人ヘリコプター操作研修中級以上試験合格
	無人ヘリコプター免許取得		1	1	無人ヘリコプターオペレーター資格取得
	ドローン・マルチコプター操作中級	1		1	ドローン・マルチコプター操作中級試験合格
	ドローン・マルチコプター操作上級		1	1	ドローン・マルチコプター操作上級試験合格
	フラワー装飾技能士3級以上	1		1	フラワーアレンジメント
	食品衛生責任者	1		1	食品衛生責任者講習修了
	家畜人工授精師（講義）		2	2	
集中講義	家畜人工授精師（実習）				
	毒物劇物取扱者	1		1	くらしと科学Ⅰ（教養）
	危険物取扱者	1		1	くらしと科学Ⅱ（教養）、乙種以上
	小規模ボイラー取扱者	1		1	くらしと科学Ⅲ（教養）
	家畜商	1		1	
	アーク溶接	1		1	
	フォークリフト	1		1	
	農産物鳥獣被害対策実務者	1		1	県の講習修了証取得
その他の	農業技術検定	1		1	2級以上
	情報処理検定	1		1	情報処理Ⅳ（教養）、2級以上
	インターンシップ	1	1	2	休暇中3日間以上

（7）他学科・コース科目の単位認定について

学科・コースの枠を越えて履修し、優、良及び可として評定した科目については、単位として認定し、修得単位数に加算する。

3 定期試験

（1）定期試験の時期

学期末とする。

（2）試験時間

50分間とし、試験開始後25分経過した時点で、学生は試験会場に入場できないものとする。また、試験開始後30分経過した時点で、学生は試験会場から退出できるものとする。

（3）評点

100点満点とする。

（4）受験対象者（受験資格を有する者）

当該科目の授業への出席率が3分の2を超えており（欠席が3分の1未満）、かつ、当該科目の単位を取得していない者。

4 追試験

次の(1)に掲げる事情で定期試験を受験できなかった者は、追試験実施申請書(様式第1号)を提出し、校長が適当と認めた場合は、(2)により追試験を受験することができるものとする。

(1) 追試験の要件

- ア 入院中で定期試験を受験できない場合
- イ 伝染性疾患又はその疑いがある場合
- ウ 3親等以内の親族の死亡があった場合
- エ その他校長が特に認めた場合

(2) 追試験の内容

- ア 時期
校長が定めた日時
- イ 試験時間
定期試験に準じる。
- ウ 評点
100点満点で問題を作成し、評点は90点を上限とする。

5 再試験

定期試験や追試験の結果に提出物・講義態度・出席状況等を加味し、50点未満であった者は、再試験受験願(様式第2号)を提出して、次により再試験を受験することができる。

なお、定期試験又は追試験を受験しなかった者は、再試験を受験することができない。

(1) 再試験の時期

校長が定めた日時

(2) 試験時間

定期試験に準じる。

(3) 評点

100点満点で問題を作成し、65点以上の者について評点を50点とする。

(再試験が65点未満のものは、定期試験と再試験のいずれか低い評点を採用する。)

6 不正行為

試験に関し不正行為を行った者は、それぞれの定期試験の全受験科目を0点とし、再試験を行う。再試験による不正行為は再試験全科目を0点とするとともに、その程度に応じて懲戒及び指導の対象とするものとする。

7 出席率の計算方法

第2の2の(2)及び第2の3の(4)の出席率の計算は次によるものとする。

出席率＝出席の回数÷(講義の回数－停学等による欠席の回数)

ただし、出席の回数＝講義の回数－欠席の回数－整数部(遅刻・早退の回数÷3)

(1) 「欠席」として計上しない場合

次の各号に掲げる場合は「出席」(公欠)として計上するものとする。

事 項	出席とする日数
① 全国又は九州段階における農業大学校関係大会等への参加に伴う欠席	・ 校長が必要と認める日数
② 校長が承認する行事等への参加（準備を含む）に伴う欠席	・ 校長が必要と認める日数
③ 進路に関する試験・面接に伴う欠席	・ 校長が必要と認める日数
④ 学校保健安全法第19条に基づく出席停止	・ 校長が必要と認める日数
⑤ 親族の死亡に伴う欠席	・ 学生心得に定める日数
⑥ 資格等（自動車免許を除く。）受験のための欠席	・ 校長が必要と認める日数
⑦ その他校長が特に認めた場合	・ 校長が必要と認める日数
⑧ 講義中等の負傷による入院・通院に伴う欠席	・ 特別に審議する

(注) 1 ①及び②については、7日前までに参加者全員が承認を受けるものとする。

2 ③～⑦については、あらかじめ学生心得に定められた方法で願出又は届出を行うものとする。

(2) 「停学等による欠席」として計上する場合（出席すべき講義数は総講義数から欠席数を引く。）

次の各号に掲げる場合は停学等による欠席として計上するものとする。

ア 停学及び特別指導による欠席

(3) 「遅刻・早退」として計上する場合（3回で1回の欠席とする。）

授業時間のうち1／3を超えない授業場所への不在。

(4) 授業を妨害した学生等

授業中の私語などにより授業を妨害した学生及び授業中に教官の指示に従わなかった学生は、担当教官の判断により「欠席」又は「遅刻・早退」とすることができる。

8 評価結果の通知

校長は、評価の結果を、定期試験終了後本人に、学年末には保証人にそれぞれ通知するものとする。

第3 進級及び卒業の認定

1 進級の認定

(1) 進級の要件

校長は、第2による評価の結果、次の全ての要件を満たす学生の進級を認定するものとする。

ア 必修の経営実習の単位を修得していること。

イ 修得単位の合計が38単位以上であること。

ウ 修得単位の内、教育課程表の体育を除く教養科目で5単位以上を修得していること。

(2) 進級できなかった学生の取り扱い

ア 1年次の経営実習の単位喪失

進級停止を受けた学生は1年次の経営実習の単位を喪失することとし、1年次の経営実習を再履修しなければならない

イ 受講することができる科目

学生は、進級できなかった場合でも、卒業論文、海外実践学、海外農業研修、経営実習を除き、2年次の科目を受講することができるものとする。

ウ 進級停止の期間等

進級停止の期間は1年間とする。

2 卒業の認定

(1) 卒業の要件

規則第14条で規定された「農産園芸学科、野菜学科又は畜産学科において所定の単位を修得し」とは、次の全ての要件を満たすことをいい、校長は当該要件を満たす者の卒業を認めるものとする。

規則第7条に基づき校長が定めた授業科目等において、次の要件を満たすこと。

ア 総修得単位数が86単位以上の者

イ 全ての必修科目を修得している者

ウ 総修得単位の内、体育を除く教養科目で8単位以上、体育Ⅱを含む体育で2単位以上修得している者

(2) 留年者の取り扱い

ア 卒業の認定要件を満たすまで単位を修得しなければならない。

イ 経営実習未修得者を除き、学生寮を出なければならない。

ウ 留年の期間

留年の期間は1年間とする。

エ 留年措置は、校長が教官会議に諮って決定し、学生及び当該学生の保証人に通知するものとする。

第4 附則

附則

この規程は平成15年7月1日から施行する。

附則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成31年（2019年）4月1日から施行する。

附則

この規程は令和3年（2021年）4月1日から施行する。

附則

この規程は令和4年（2022年）4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この規程は令和6年（2024年）4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の卒業に必要な単位の認定等に関する規程（以下「新規程」という。）は、施行日以後に入学した農業専門課程（農産園芸学科、野菜学科及び畜産学科）の学生に適用し、施行日前に入学した学生の卒業に必要な単位の認定等に関する規程については、なお従前の例による。ただし、施行日前に入学した学生であっても当該学生が進級停止を受けた場合であって、施行日以降に1年次の経営実習を再履修する際の単位等の認定に当たっては、改正後の規程を適用する。

(様式第1号)

校 長	副校長	副校長 (事務長)	農学部長	教務課長	学科長	担 任

追 試 験 実 施 申 請 書

年 月 日

熊本県立農業大学校長 様

農学部 学科 コース 年 氏名

私は、下記の理由により定期試験を受験できませんでしたので、農学部農業専門課程の卒業に必要な単位の認定等に関する規程第2の4による追試験を実施していただきますよう申請します。

記

1 定期試験が受験できなかった理由

--

2 受験科目

科 目 名	担当教官名	科 目 名	担当教官名

3 添付資料

1の事項を証明する資料

(様式第 2 号)

校 長	副校長	副校長 (事務長)	農学部長	教務課長	学科長	担 任

再 試 験 受 験 願

年 月 日

熊本県立農業大学校長 様

農学部 学科 コース 年 氏名

私は、下記の科目について定期試験の結果が50点未満でしたので、農学部農業専門課程の卒業に必要な単位の認定等に関する規程第2の5による再試験を受験させていただきますようお願いします。

記

受験希望科目

科 目 名	科 目 名	科 目 名